

株式会社スーパーサンコー「サンコーPay」約款

1. 本約款の目的

本約款は、株式会社スーパーサンコー（以下「当社」という）が発行する会員カードに付帯する「サンコーPay」について規定するものであり、会員が「サンコーカード」を使用して「サンコーPay」を利用するにあたり本約款が適用されるものとします。尚、「サンコーPay」に付随または関連して当社が提供するサービスについては、本約款と併せて当社が別に定める約款が適用されるものとします。

2. 定義

本約款における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) 「サンコーPay」とは、当社が発行した会員カード「サンコーカード」を介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) 「サンコーPay」サービスとは、会員が当社に対し、物品・サービス・権利等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により「サンコーカード」にチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入（一部商品を除く）または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) 「サンコーPay」チャージとは、4.「サンコーPay」チャージに定める方法により、会員が「サンコーカード」に電子マネーを加算することをいいます。
- (4) 「サンコーPay」残高とは、会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

3. 不正使用等の禁止

- (1) 会員は「サンコーカード」にサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- (2) 会員は「サンコーカード」の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4. 「サンコーPay」チャージ

- (1) 会員は、当社所定の場所・方法にて1,000円以上1,000円単位で「サンコーカード」にチャージすることができ、一度のチャージの限度額は49,000円以下とするものとします。
- (2) 会員は、1枚の「サンコーカード」に対して、「サンコーPay」残高が10万円超となる「サンコーPay」チャージはできないものとします。また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下、付与する金額を「プレミアム」という）。プレミアムの金額は、当社のキャンペーン等でお客様のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。「サンコーPay」のプレミアムは10,000円以下と致します。1枚の「サンコーPay」に蓄積できる上限額は、プレミアムを含め110,000円です。

5. 「サンコーPay」サービスの利用

- (1) 会員は、サンコー各店で「サンコーPay」サービスを利用して商品等の購入をまたは提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他金券類・自動販売機の商品・その他当社が別途定める一部の商品について、利用を制限する場合があります。
- (2) 会員は、サンコー各店で「サンコーPay」サービスを利用して商品の購入または提供を受ける場合、「サンコーPay」残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、サンコー各店において商品等の購入または提供を受け、「サンコーPay」サービスを利用し、「サンコーPay」残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
- (4) 会員がサンコー各店において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる「サンコーカード」の枚数は1枚に限ります。
- (5) 会員は「サンコーPay」サービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される「サンコーPay」残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でサンコー各店のレジに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該「サンコーPay」残高について誤りがないことを了承したものとします。

6. 「サンコーPay」残高

- (1) 「サンコーPay」残高は、「サンコーPay」サービス利用時のレシート、チャージ機、残高照会用ページにて照会することができるものとします。
- (2) 最後に「サンコーPay」サービスを利用またはチャージした日は各店舗、残高照会用ページにて照会することができるものとします。
- (3) 会員は最後に「サンコーPay」サービスを利用した日または最後にチャージした日から3年を経過した場合、自動的に「サンコーPay」残高はゼロとなり、現金の払い戻しも行われないものとします。
- (4) 会員が「サンコーカード」の退会または会員資格を喪失した時点で、「サンコーPay」残高は失効し、現金の払い戻しは行われないものとします。
- (5) お客様が死亡した場合には、一切の「サンコーPay」を利用できなくなります。この場合「サンコーPay」残高はゼロとなり、また、現金の払い戻しも行われません。

7. 「サンコーPay」残高の移行

会員は、当社が認めた場合を除き、「サンコーPay」残高を他の「サンコーPay」に移行できないものとします。

8. 「サンコーPay」サービスを利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間、「サンコーPay」チャージすること、ならびに「サンコーPay」残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- ① 当社が「サンコーPay」サービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- ② 「サンコーカード」の破損、またはサンコー各店の機器故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- ③ その他やむを得ない事由のある場合。

9. 退会および会員資格の喪失

- (1) 会員は、当社所定の方法により退会をすることができるものとします。この場合、会員資格が喪失され、「サンコーPay」サービスの利用ができなくなります。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員による「サンコーPay」の利用を直ちに中止させ、「サンコーPay」残高をゼロとすることができるものとします。
 - ① 「サンコーカード」または「サンコーPay」を偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - ② 「サンコーカード」または「サンコーPay」を不正に使用・利用した場合。
 - ③ 申込書に記載した事項が事実と異なる場合（記載においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされていない場合を含みます）。
 - ④ その他、会員が本約款に違反した場合。
 - ⑤ 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合
- (3) 前項の場合、会員であった者は当社の指示に従い、「サンコーカード」を返却するものとします。

10. 換金等の不可

14. 「サンコーPay」サービスの終了の場合を除き、「サンコーPay」換金または現金の払い戻しはできないものとします。

11. 再発行

- (1) サンコーカードを紛失した場合、もしくは盗難、改ざんされた場合、または会員の許可なく第三者に使用された場合であっても、サンコーカードの返金、再発行は致しません。また残高の払い戻しも致しません。
- (2) 破損・磁気不良の場合、その原因が会員の故意または過失に基づかないことが明らかであり、カード情報が判読可能な場合に限り、当社所定の方法に基づいて残高が再発行された「サンコーカード」に引き継がれるものとします。但し、当社所定の再発行手数料は支払うものとします。
- (3) 会員が「サンコーカード」の紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定の期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、「サンコーPay」残高を第三者に利用された場合、またはその他なんらかの損害が生じた場合でも当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 会員が「サンコーPay」の紛失・盗難、その他の事由により「サンコーPay」残高が残ったまま「サンコーPay」有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

12. 紛議

- (1) 会員が、「サンコーPay」サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社の間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、会員は当社に対し、「サンコーPay」利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

13. 約款の変更

本約款に変更がある場合は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。その後カードを利用した場合、会員は変更・改定を認めたものとさせていただきます。

14. 「サンコーPay」サービスの終了

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、「サンコーPay」サービスの終了することができるものとします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、法令に基づき会員は当社の定める方法により「サンコーPay」残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

15. 制限責任

8. 「サンコーPay」サービスの利用ができない場合に定める理由およびその他の理由より、会員が「サンコーPay」サービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については当社いかなる場合でも損害賠償の責任を負わないものとします。

16. 業務委託

当社は本約款に基づく「サンコーPay」運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

17. 合意管轄裁判所

会員は、本約款に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

以上